

令和4年度

湖南省外部評価委員会 議事録

第1回会議

(令和4年6月24日開催)

湖南省行財政改革推進課

## 出席者

### 外部評価委員

委員長(Web 参加)	新川 達郎
副委員長(Web 参加)	田中 正志
委員(Web 参加)	原田 徹
委員(事前意見提出)	壬生 裕子
委員(事前意見提出)	横山 幸司

### 事務局

総務部長	西岡 嘉幸
総務部次長	坂田 晃浩
行財政改革推進課長	森岡 和也
行財政改革推進課長補佐	山元 正樹
行財政改革推進課主任主事	谷口 達哉

開会 午後3時 00 分

総務部長

【総務部長挨拶】

事務局

【事務局職員自己紹介】

委員長

【委員長挨拶】

事務局

それでは、ここで、本日の湖南省行政改革外部評価委員会の成立につきまして、報告させていただきます。委員5名に対しまして、出席委員は 3 名であります。半数以上の出席がありますことから「湖南省行政改革外部評価委員会運営規則の第5条第2項」の規定に基づきまして、会議が成立していることを報告します。また、2名の委員からは、本日の委員会において、事前にご意見をいただいておりますので、議題説明の際に、事務局から報告の方をさせていただきます。

委員長

それではただいまから、「令和4年度第1回湖南省行政改革外部評価委員会」を開催する。

事務局

【会議の成立についての報告】

【会議の公開、会議内容の公表についての確認】

議題(1)「第四次湖南省行政改革大綱実施計画の取組状況について」

事務局

【事務局説明】

この議題におきまして事前に委員からご意見等をいただいておりますので、続けて紹介させていただきます。

委員の事前意見

地域まちづくり協議会の人的支援について、地域まちづくり担当職員が単なる地域の使い走りにならないように留意して頂きたい。地域の中に立つ中間支援組織としての設置が望ましい。

コミュニティ政策の基本は、地域における公共私の役割分担および地域に存在する組織・団体と事業のスクラップアンドビルドである。このことなしにコミュニティ支援もないので、そこを推進して頂きたい。

オープンデータの推進について、オープンにすることが目的ではない。そ

	<p>これから先が重要。データを利活用してどう市民協働を進めていくかのルールを検討すべきである。</p> <p>ふるさと納税の拡大について湖南省へのふるさと納税額と湖南省民が他の自治体に納税した差額を確認し、検証・分析することが必要である。</p>
事務局	<p>オープンデータにつきましては官民協働の推進を通じて、諸課題の解決や経済の活性化などを目的としており、市民のために利活用されないと無意味なものとなってしまいます。そのため、現在滋賀県内におきましては、より民間などと協働しやすい条件を整え、市民のみならず県民の利益が、高まるように、広域的なオープンデータの今の利活用やルールづくりの検討を始めているところです。</p>
委員	<p>補助金の見直しという項目で、今後の課題として、行財政改革推進課と財政課の視点が異なることを挙げているが、これはどういうことを示しているか。</p>
事務局	<p>この内容は、昨年度に行財政改革推進課が補助金の見直しを進めるため、各課関係部署に対しヒアリングを実施しましたが、財政課の予算査定に反映することができなかったため記載しました。</p>
委員	<p>非常に残念というか、いろいろ議論されて、見直すべきものとされたものが反映できなかったということが、内部間でのやりとりの不手際ということであれば非常にもったいない。次年度はお願いしたい。</p>
委員長	<p>議題の実行計画については、地域協議会の人的な支援の実効化、スクラップアンドビルドの考え方、オープンデータの活用、さらにふるさと納税、特に補助金の問題については予算にしっかりと反映されるようにとの意見をいただいたので、よろしく願います。</p> <p><b>議題(2) 公共施設使用料見直しに関するアンケート結果及び施設使用料適正化指針の改定案</b></p>
事務局	<p><b>【事務局説明】</b></p>
委員の事前意見	<p>原価の計算方法について、減価償却費等を含んでフルコストベースで原価計算することが現在の潮流だが、今回そこまでしないということか。</p>

事務局	今回の改定は、原価の計算方法は近隣市町を参考に、減価償却費等は含めるということは考えていません。次回以降の見直しは、近隣市町の動向を注視しながら、検討していきたいと考えています。
委員の事前意見	上限 100%の減免について、上記の区分に該当しない市長が必要と認める場合は原則不要な条項と考える。これは悪用されると、すべて減免ありになってしまう。
事務局	この条項は市として、設定が必要であると考えております。ただし、ご意見いただきましたように、何でも適用されることになれば負担の公平性を損ないますので、行財政改革推進課と担当課等で協議を行いながら、適正に運用していきたいと考えています。
委員の事前意見	利用者負担割合の設定および、減免制度の基本的な考え方を改定するとどれだけ歳入が増加するか、シミュレーションをしたのか。
事務局	主要な施設のシミュレーションはできていますが、その他の施設については現在、詳細データの収集中であり、随時シミュレーションを行っています。また、来年度からの運用を目指して、現在公共施設の予約システムの導入準備をしています。システム導入後は利用者の利便性の向上と併せ、利用状況等のデータの蓄積により、詳細な分析などが可能となることから、今後より適正な料金設定を行うことが、可能であると考えています。
委員の事前意見	この方針に基づいて各課が使用料、手数料を見直すのか。それとも、行財政改革推進課が一元的に見直すのか。いずれにしてもある程度、行財政改革推進課が主導して算定や減免の適正性というものを見ていかないと、各課任せでは難しいと思われる。
事務局	施設の使用料や減免については、行財政改革推進委員で基本的な算定方法や減免基準を作成し、それを基に行財政改革推進課と担当課で協議を行い適正に設定していく予定としています。
委員の事前意見	原価の計算方法について、算定する際に用いる管理運営費の内訳は何が含まれているのか。また人件費が含まれている場合、人件費の算出方法にあたっての考え方は。人件費は含むべきであり、誰の人件費までを含めるのか検討の余地があるとする。

事務局	<p>管理運営費の内訳は主に施設の管理運営に必要な人件費や需用費、指定管理施設はそれらに加え、指定管理料などが含まれています。人件費の算出については、その施設に配属されている市職員や指定管理者の職員の人件費を含めています。また現時点につきましては施設の職員のみの人件費のみ含めているが、実際は市の事務担当職員等も人件費もかかっているため、ご意見いただきましたように、誰の人件費まで含むのか検討の余地があると考えています。</p>
委員の事前意見	<p>利用者負担割合の設定について、そこで設営施設のサービスの性質を、必需性、公益性の視点により、利用者負担割合を四つに区分しますとあるが、そこで、施設のサービスの性質を必需性と公益性の視点による視点により四つに区分し、その区分に応じた利用者負担割合を設定しますなどとしてはどうか。</p>
事務局	<p>表現的に分かりやすくなるため、この表現に修正させていただきます。</p>
委員の事前意見	<p>利用者負担割合は施設ごとに設定するのか。施設やそこで提供されるサービスの種類によっては、サービスごとに設定することもあり得るか。</p>
事務局	<p>利用状況等によりますが、休日料金の設定も含め、基本的に施設ごとの設定を予定しています。</p>
委員の事前意見	<p>利用者負担割合は利用者負担割合の区分は3段階、0%50%100%でいいのか。団体によっては5段階としてるところもあるがどうなのか。</p>
事務局	<p>5段階としている自治体があることは承知しておりますが、今回は近隣市の状況も参考して3段階としています。次回の見直しについても近隣市町の動向に注視しながら検討していきたいと考えています。</p>
委員の事前意見	<p>減免規定で減免、市または市の附属機関とあるが、ここでいう附属機関とはどのような場合であるのか。</p>
事務局	<p>市の附属機関とは、この外部評価委員会などの湖南市附属機関の設置条例等の規定による、調査や審理等を行う機関となります。</p>

委員の事前意見	上限 50%の減免規定を適用する場合、各施設で減免規定を適切に運用することが重要だと考えるが、施設ごとの運用状況は把握できているのか。
事務局	先ほどのアンケートの間5にてお示ししていますとおり、各施設の減免を行った合計金額等の把握はできております。ただし、減免の内訳はデータの収集を行っている最中であり、データがまとまり次第分析を行い、適切に運用していくため減免基準を作成するとともに、対象団体等への等の整理を行っていく予定としています。
委員の事前意見	上限 100%の減額、上記に該当しない市長が認める場合というのは、上記区分に該当しないが、市長が認める場合ということなのか。
事務局	「が」という言葉は、入っておりませんが該当しないが市長が必要と認める場合という意味となっております。行政的な表現ではわかりにくかったかもしれませんが、この「が」という文字を入れまして該当しないが、市長が認める場合と修正させていただきます。
委員長	事務局からの説明、委員の事前意見およびその回答の説明があったが、これらも踏まえ、質問や意見など何かありますか。
委員	この、適正化指針の改定について、大きく二つの見直があったと理解している。一つは、施設分類、もう一つは減免制度の考え方。利用者負担割合が変わる施設は何が該当するのか。
事務局	今回分類が変更となった施設はまちづくりセンターの貸し室部分です。D分類からB分類に変更させていただきました。それ以外は変更していません。
委員	D分類からB分類に変更となった場合、負担割合が低くなるということか。
事務局	そうなります。まちづくりセンターの貸室部分は主に地域で利用されており、近隣市の状況なども踏まえ、Bに分類しました。
委員	料金は機械的に計算するイメージでよいのか。コロナの影響で稼働率が下がった状況で計算すると、非常に高くなるのではないのか。そういったイレギュラーなケースはどうなるのか。個別に検討していくことになるのか。

事務局	実際のところ、激変緩和措置により 1.5 倍を超えないため、50%もしくは 100%に達してしまう施設はありません。
委員	機械的に計算すると、従来の料金の 1.5 倍を超してしまうが、1.5 倍で頭打ちするところが多くなるということか。
事務局	そのとおりです。
委員	表のわかりやすさの観点からB分類と、C分類を入れ替えたらどうか。見直しする区分がわかりやすくなる。
事務局	わかりづらいということであればこの表記を入れ替えさせていただきます。
委員	利用率の低下を招く恐れがあると認められるときは、調整を図りながら、使用料を算定するということであるが、利用率の低下が考えられる場合は近隣市の金額などを参考に調整するのか。
事務局	分類表の 100%50%という負担割合を達成できるだけの使用料になると、相当の負担になってしまいます。このような中、激変緩和ということで 1.5 倍を超えないということにしていますが、将来的な目標としての負担割合を指針に記載しています。今回はシミュレーションをしながらコロナ過の状況も踏まえ慎重に考えていく予定です。
委員	使用料収入は 5%しかないので、原価を考えると金額の 1.5 倍をかなり超えないといけないような計算結果になると考えるがどうか。
事務局	そうなります。
委員	部分的にでも機械的に計算した金額と、実際の金額を比較したものをまた確認したい。
事務局	わかりました。確かに減免も含めると、全体の 5%でしかありません。少しでも目標に近づけていく方向で考えていますが、数年で、この数値を急激に上げることとなりますと使用料を大幅に上げないといけないため、施設の維持管理費の削減と合わせながら、使用料の見直しを慎重に行っていく必



要があると考えています。

委員                   この原価計算に基づく料金と実際の料金が乖離してしまうのであれば、基準自体にどれほど意味があるのかなと考えてしまう。

事務局                本来ならもっと具体的な指針を作るべきとのご意見もあろうかと思いますが、この指針では目標を高くしています。しかしながら使用料と施設に係る経費をどう近づけていくかということは、課題であると考えています。

委員                   湖南省のホームページを確認したところ、文化ホールはイベント開催の予定情報だけで、人を呼ぶような姿勢みたいのを感じとれなかった。

委員長               文化ホールの担当に今の意見を伝えておくように。

委員                   改定は、原則 5 年ごとの見直しということでだが、期間が長くないのか。そう少し短くてもいいのではないのか。

事務局                前回の改正時に 3 年から 5 年に延長しております。理由としましては、指定管理施設の指定期間は原則 5 年であることから、ちょうど更新時期である令和 4 年度にタイミングを合わせたものだと思います。

委員                   指定管理施設の契約の期間と料金の見直し後は大体整合しているのか。

事務局                はいそうです。今年度は対象施設のほとんどである約 40 施設についての更新があり、3 年間で使用料を更新しようと指定管理期間中での見直しになってしまいます。

委員長                公共施設の使用料の見直し適正化の指針については、各委員からの指摘事項などに基づき、内容を精査して進めていただきたい。論点の一つ目として市民にとってわかりやすいもの理屈の通ったものに仕上げるように。二つ目として、施設にかかる費用の積算根拠、利用実態、収入実態ということを施設ごとにわかりやすく説明し、このアンバランスということを明確にしておくということ。そして三つ目としてこの料金をどう改定をするのか、基準設定の考え方を明確にするように。その上で四つ目に料金の負担を、市民にお願いをしなければならない。そして、多くの市民の方々の日常生活に密着した施設について激変緩和措置を明確にした上で、近隣市町とのバランスとの

立て方というのをきちんとしておいていただきたい。こうして今後、それぞれの施設での料金体系の改定の目標に向けて進めていただくことになる。この目標に向けての手順、ステップや毎年度のチェックや報告といったものも、少しこの指針の中でも書いておくといいと考える。可能な範囲で意見を反映するように。

### 議題(3) おくやみ窓口の設置について

事務局

【事務局説明】

委員の事前意見

他の分野も含めワンストップ化をさらに進めていただきたい。

事務局

市としても、電子申請による手続きの推進と合わせ、来庁者に対しても積極的にワンストップ化を進めてまいりたいと考えています。

委員長

各委員からの質問や意見などありますか。

委員

これが8月ごろに設置されるということだが、今まではいろんな部署に行かれ手続きを行っていたのか。

事務局

本市の場合、総合的な窓口の設置がありませんが、高齢者の方の手続きが多いことから、最初に来庁される保険年金課のスペースにおいて、現時点でも可能な限りその場所での対応をさせていただいています。ただ、事前予約がありませんので、その時に書類を用意し書いていただいています。今後、予約をいただけたら、事前に必要情報を埋めた書類の準備ができるため、記入していただく負担も減らすことができ、処理時間も早くなるため、今まで以上のサービスの提供が可能だと考えています。

委員長

死亡届関係ですと死亡届、埋葬許可や年金、健康保険、その他福祉関係の手続きをまとめ処理をスムーズにすることにより来庁していただく時間も短く済ませることができるというイメージでよいのか。

事務局

はい。

委員

このお悔やみ窓口は物理的に設けるのか。

事務局	スペース的に余裕がない状況ではありますが、予約された方に対し必ずどこか場所の確保を行いお出迎えできるよう考えています。
委員	予約した方が窓口に来て、そこがお悔やみ窓口になるようなイメージなのか。
事務局	そうですね窓口の一部を確保する形で考えています。
委員	なぜこのタイミングで設置することになったのか。
事務局	昨年度の議会で一般質問をいただいたことと、市としても昨年度導入しました電子申請や予約窓口により、お悔やみの方のワンストップサービスを今年度進められると判断しました。
委員	周知はどうするのか。
事務局	おくやみハンドブックっていうのも作る予定をしております、亡くなられた方への手続きの時にお渡しする予定としています。またホームページにも掲載する予定です。
委員長	委員からの事前意見の中にもありましたが、多様な業務のワンストップ化ということについて、今後さらに検討しないといけないことはあるのか。
事務局	前回の時に、遠隔窓口の話をさせていただいていますが、利用頻度を検討したところ効果が薄いと考えられることから、ステップアップし書かない窓口というものを導入していきたいと考えています。
委員長	<p>いろんな窓口の一本化、総合化で事務手続きの効率化や市民の利便性の向上に繋がる仕組みづくりに向けてさらに工夫をしていただきたい。</p> <p>それでは議題の(3)、お悔やみ窓口については以上とする。</p>
	<b>議題(4)その他</b>
事務局	特になし

委員長

それでは本日の予定していた議題はすべて終わりましたが、ご出席の委員で何か言い残したことなど何かありますか。

特にはないということでそれでは本日の議題すべて終了とさせていただきます。

これらのことを踏まえて事務局でも、行政改革を一層進めていただくようにご尽力していただきたい。

特に本日、最初にご議論いただいた行政改革大綱の実施計画が始まったばかりだが、今後に向けてそう簡単には進まないところも多々あります。まだ初年度で検討や研究の段階のものがあり、これをこの5年間の間に形のあるものにしていかなくてはならない。それらも踏まえてこの最初の取り組み姿勢というのを改めて問われるということになるかと思っている。そのことから事務局でしっかりと全庁的にこの実施計画、着実に進むように常に怠ることなく、チェックを進めていただきたい。

加えてもう一つ重要な議案である公共施設の使用料について、今後公共施設を継続的に維持管理し市民に提供していくという観点からも避けて通れない課題だと考えられる。将来減少することが見込まれる財政収入の中において、受益者負担を公共性と収益性との境目というのをしっかりと考えながら、その負担割合というのを考えていくということをせざるをえない。

そうした観点で、新たな指針の改定を通じて、公共施設使用料のあり方をしっかりと今後検討をいただき、それぞれの担当が施設の使用料を適正に設定し、確実にこの方針を進めていただくようお願いしたい。

また、おくやみ窓口は各委員からの高い評価を裏切らないよう、作り上げていただきたい。

本日も各委員からは熱心に意見をいただきましたことをお礼申し上げまして最後のご挨拶にさせていただきます。

以上をもちまして私の議事進行は終了させていただきます。事務局にお返しをさせていただきます。

事務局

委員長をはじめ各委員の皆さんにおかれましては、長時間熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日いただいた意見に関しましては、反映できるよう努力していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

これをもちまして第1回、湖南省行政改革外部評価委員会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

閉会